

平成28年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成28年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会を平成28年5月26日仁淀多目的研修集会施設3階ホールに召集する。

委員定数 21名

現委員 21名

2. 出席委員 19名

(事務局) 6名

欠席委員 2名

3. 議案

議案第1号… 農地法第3条の規定による許可申請の審議について（8件）

議案第2号… 下限面積の設定について

その他

開会 午後4時10分

事務局長（●●） 平成28年度第1回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は19名、在任委員は21名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員（17番 ●●委員 18番 ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第1号

（農地法第3条の規定による許可申請の審議について）

（1）権利取得者が町内（今回はすべて町内の方）

○受付第1号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市福井町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 168 m²

台帳・現況とも田となっています。

譲渡理由は、売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月12日に事務局の●●さん、譲受人●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることは間違いありません。
3. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号(所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、千葉県松戸市●●の●●さん、●●歳、●●兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●●番● 面積 183 m²

台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月18日に譲受人の●●さんと事務局の●●さんそして私との3名で現地確認をしました。
譲渡人の●●さんは千葉県在住ということで出席いただいております。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は全て農地であることを確認。現状は6、7年前まではお茶を作っていたそうですが現在は放棄されています。少し手を入れ堆肥入れをして新しい茶園としてお作りになるそうです。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に常時従事している。現在も奥さんとともに810 m²あたりの農作業をして年間150日以上従事することは間違いありません。

5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地や近くの水源地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。よろしくご審議ください。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、埼玉県桶川市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼●●

土地は全部で5筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●	面積 52 m ²
同所字●● ●●番	面積 344 m ²
同所同字●●番	面積 30 m ²
同所字●● ●●番	面積 154 m ²
同所同字●●番	面積 101 m ²
合計面積 681 m ²	

全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月20日に譲受人●●さんの母である●●さんと事務局立会のもと確認しました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

2. 現地は、農地であることを確認。

3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上従事することは間違いありません。

5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上の確認の結果、この所有権移転は問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で2筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積 17 m ²
同所同字 ●●番	面積 152 m ²
	合計面積 169 m ²

全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地の確認を5月22日、譲受人●●さんと事務局の●●さんの立会のもと確認いたしました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。現在野菜とかを色々作っております。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上の確認の結果、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で7筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●●	面積 93 m ²
同所字●● ●●番●	面積 115 m ²
同所字●● ●●番●	面積 315 m ²
同所同字 ●●番●	面積 1,289 m ²
同所同字 ●●番	面積 157 m ²
同所同字 ●●番●	面積 99 m ²

同所字●● ●●番

面積 694 m²

合計面積 2,762 m²

全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

5月18日に、担当委員と事務局の●●さんと譲渡人●●さんと譲受人●●さんの立会のもと、現地調査を行いました。秋升のほうがり一面植林ですが手を加えたら畑になるかなという状態でした。親子で暮らしており、●●さんが体調をくずしているので一度母のほうに権利を移動したいとのことでした。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認しました。

2. 現地は、農地であることを確認。1年中作物作っている。

3. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。

権利を取得する●●さんは、年間150日以上従事することは間違いありません。

5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第6号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 3,433 m²

台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

担当委員が欠席のため、事務局の●●が代読。

5月18日に事務局●●、●●委員、譲受人●●さんの3人で現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認しました。

2. 現地は、農地であることを確認しました。

3. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作することを確認しました。
 4. 権利を取得する●●さんは、自営業もされていますので、年間 150 日以上農作業に従事することは難しいかもしれませんが、必要な農作業を短期間に集中して行うことを確認しました。
 5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
 6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認しました。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 7 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 1,953 m²

台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

担当委員が欠席のため、事務局の●●が代読。

5 月 18 日に事務局●●、●●委員、譲受人●●さんの 3 人で現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認しました。
2. 現地は全て農地であることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に年間 150 日以上従事することを確認しました。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認しました。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 8 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 3,412 m²

台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

担当委員が欠席のため、事務局の●●が代読。

5月18日に事務局●●、●●委員、譲受人●●さんの3人で現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認しました。
2. 現地は、農地であることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上従事することを確認しました。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

〔●●委員〕

面積が広いけれど茶畑ですか。

〔事務局長（●●）〕

違います。トマト団地を●●地区で造りましたが、そのとき譲渡人●●さんの名前で代表してまとめました。その土地を●●君のお父さんや今回の譲受人の方達が持っていたので今回返すということになりました。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第2号

（下限面積の設定について）

〔事務局 ●●説明〕

（設定理由）

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局通知）が平成22年12月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、またUターン・Iターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第3条第2項第5号及び農地法施工規則第20条第2項の規定により、平成22年1月27日に下限面積を30アールから10アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われます。

下限面積の設定 10アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

〔●●委員〕

私事だけど国調をして自分の土地を確認しようと思って役場に行ったら、僕の名前やけど茶工場建てて仕事は他の人がしている。それで国調の結果がまだ来てないけれど40年から僕が宅地料は払っていて、もし法務局からその人の名前で戻ってきたらどんなになるのだろうと思って。

〔事務局長（●●）〕

国土調査で名義は変えられませんので。

〔●●委員〕

変えられないんですか。道がほしいとか工場建てたいとか言って土地を昔貸したけれど、僕の名前で40年からけっこうなお金を払っているのでもんなになるのかなと思って。

〔事務局長（●●）〕

土地の合筆・分筆とかっていうのは変えられるけど名義は変えられません。昔おじいさんとかが交換している場合には国土調査では変えられないので分かったときに手続をして変えてくださいという感じです。

〔●●委員〕

分かりました。

〔会 長〕

他にありませんか。

〔●●委員〕

はい。何年か前ですが農地の売買で取得された方が石段造ったりとかしたんですね。耐水防止策をされて造りましたが、近隣の農地や宅地に水が流れ込んでしまう状態になったときに、私たちが相談を受けたらどういう方向性を示したらいいでしょうか。

〔事務局長（●●）〕

農業委員さんの仕事の中で、農地間の争いについては調停する権利がありますが、なかなか農業委員さんはこうなさいとか言いきれないと思うので、仲を取り持つぐらいでかまいません。

〔●●委員〕

自分が行ったときは流れ込むという話だけ聞きました。

〔事務局長（●●）〕

●●地区のほうでも隣が田んぼで雨降ったときに水があふれて自分の畑にくるといったことがあったり境の問題だったり色々ありますが、こうなさいとかは言えないと思います。委員さんはそういったときに調停しなさいと言われると思いますが。

〔●●委員〕

また、相談します。

〔会 長〕

他にありませんか。

〔●●委員〕

今の事例は新規で取得された方ですね。新規で取得されたときに近隣の周辺に悪影響を与えているということですね。

〔●●委員〕

私が修正したときに譲渡人は立ち会ってくれなかった。近くの方なのでそんなに悪い人ではないと思ったんですけど、かなりの石段や排水路の直しとかされたようで、ちょっとそういった苦情が耳に入りましたので本来はちゃんと立ち会ってもらうべきですけど立ち会ってもらえないという規則でないことをしています。私は事務局の方と時間どおりに待っていましたけど。目の前を通りすぎて、おいおいという感じだったんですけど。

〔会 長〕

本来は立ち会ってほしかったですね。他に何かありませんか。

なし

〔会 長〕

無いようなので以上で平成28年度第1回農業委員会を閉会する。

閉会 午後5時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員